

滝沢市地域包括支援センター運営業務 受託法人募集要項

令和 8 年 9 月 1 8 日

滝沢市

目次

1 本募集の概要.....	1
1-1 設置の目的.....	1
1-2 公募するセンターの概要（中部圏域の概要）	1
2 センターの業務内容.....	3
2-1 業務構成.....	3
2-2 業務対応時間	3
3 センターの設置基準.....	4
3-1 人員体制.....	4
3-2 施設要件.....	5
4 委託契約について	5
4-1 委託契約期間	5
4-2 運営財源.....	6
4-3 委託料の支払い.....	6
4-4 留意事項.....	7
5 応募手続について	7
5-1 応募資格.....	7
5-2 応募方法.....	7
5-3 応募説明会	8
5-4 質疑及び回答	8
6 受託法人の選定について	8
6-1 審査方法.....	8
6-2 審査日時等	9
6-3 審査基準.....	9
6-4 審査結果.....	9
7 全体スケジュール	9
8 その他	9
8-1 業務実施の準備について	9
8-2 留意事項.....	10
9 問い合わせ先.....	10

1 本募集の概要

1-1 設置の目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核的な機関としての役割を担っています。

本市では、少子高齢化社会が進展する中、より細やかな高齢者の支援体制を構築し、地域包括ケアの進展を図るため、令和3年度から、滝沢市内を北部・中部・南部の3つの圏域に分け、現在は北部・南部圏域に委託型センターを設置し、中部圏域を担当する直営型センターと連携を取りながら業務を行っております。

今後さらに増加する高齢者の支援体制を構築するため、次年度から中部圏域に新たな委託型センターを設置することとし、本募集では、当該センター運営業務の受託を希望する法人を公募型プロポーザル方式により募集します。

1-2 公募するセンターの概要（中部圏域の概要）

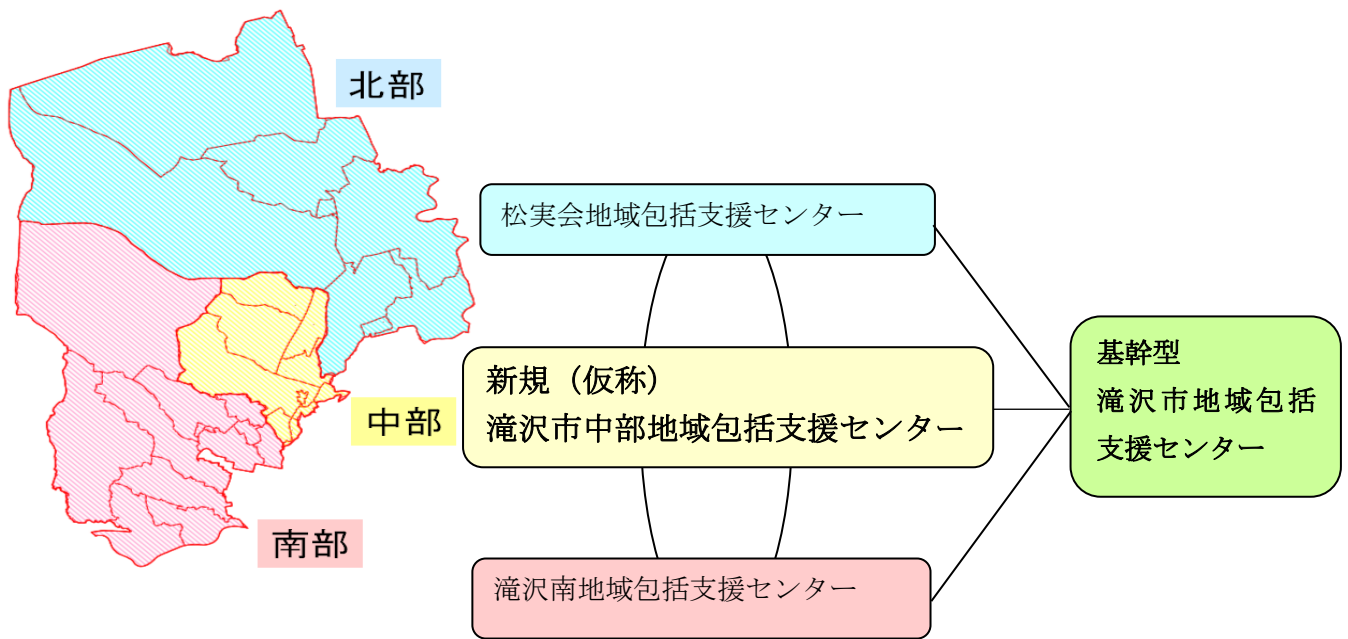
（1）センターの名称等

名称（仮称）	担当圏域	設置数	開所日
滝沢市中部地域包括支援センター	中部圏域	1	令和9年4月1日 （予定）

（2）中部圏域の状況（令和8年3月31日現在）

中部圏域内の自治会	人口	高齢者人口
室小路、元村南、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野	19,963人	4,974人

(3) 担当圏域図



※令和8年3月末時点

	自治会	人口 (市全体に占める割合)	高齢者人口 (市全体に占める割合)	高齢化率	必要3職種数※
北部	巢子、南巢子、長根、川前、いずみ巢子、南一本木、北一本木、柳沢	17,505 (32.7%)	5,240 (33.9%)	29.93%	3
中部	室小路、元村南、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野	19,963 (37.3%)	4,974 (32.1%)	24.92%	3
南部	小岩井、大釜上、大釜南、篠木、大沢、鵜飼南、上鵜飼、鵜飼中央、上の山、滝沢PT、鵜飼温泉、滝沢NT、姥屋敷	16,067 (30.0%)	5,262 (34.0%)	32.75%	3
	計	53,535	15,476	28.91%	9

2 センターの業務内容

2-1 業務構成

受託法人が実施する業務は、次のとおりとする。業務の実施に当たっては、滝沢市地域包括支援センター運営方針（案）のほか、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）及びその他の関係通知等に基づき各業務を一体的に実施すること。

(1) 地域支援事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）
※居宅要支援被保険者に係るものに限る。

イ 包括的支援事業（当該事業に付随して実施するものを含む。）

- ① 第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
※居宅要支援被保険者に係るものを除く。（前述のア①と一体的に実施）
- ② 総合相談支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）
- ③ 権利擁護事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）
- ⑤ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第 115 条の 46 第 7 項）

ウ 包括的支援事業（社会保障充実分）

- ① 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- ② 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）
- ③ 地域ケア会議推進事業（法第 115 条の 48 第 1 項）

エ 任意事業

- ① 家族介護支援事業（法第 115 条の 45 第 3 項第 2 号）

(2) 指定介護予防支援事業（法第 8 条の 2 第 16 項）

受託法人は、「滝沢市指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援等、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 5 章に基づき、市の指定を受け、当該事業を実施すること。なお、実施に当たっては、前記ア①及びイ①と一体的に実施するものとする。

(3) その他

前述までの事業に付随して、市がセンターにおいて実施する必要があると判断したもの。

2-2 業務対応時間

業務対応時間は、次を基準とする。ただし、次の内容は、本市直営型センターの運営に準じたものであり、これを上回る業務対応時間の運営を妨げるものではない。

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を除く。）

(2) 業務時間（窓口開設時間）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

ただし、業務時間外においても、センターとして必要な会議、研修等への出席又は開催に対応する

こと。

(3) 緊急時の対応

業務時間外であっても緊急を要する相談等には、24時間対応可能な連絡体制を確保すること。その際の連絡窓口は、受託法人内の別施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

3 センターの設置基準

3-1 人員体制

(1) 包括的支援事業等の実施における人員体制

次の各項目に定める職員を配置し、当該職員のうち1人を管理者とすること。

ア 包括的支援事業の実施における人員

「滝沢市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例」に基づき、次の各号に掲げる資格又はこれらに準ずる常勤の職員を配置すること。

- ① 保健師その他これに準ずる者 1人
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

準ずる者の取扱いは、次のとおりとする。

No.	職種	準ずる者の取扱い
①	保健師	地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するもの。
②	社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
③	主任介護支援専門員	「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

なお、①から③のいずれかの職員が何らかの理由により欠員となる場合には、速やかに代替職員を補充すること。

イ 包括的支援事業(社会保障充実分)の実施における人員

地域支援事業実施要綱に基づき、認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーターに必要な資格、その他の要件を満たす者を兼務で1人配置すること。

ウ その他

その他受託法人がセンター運営に必要と判断する資格、経験等を有する者を1人配置すること。

(2) 指定介護予防支援事業の実施における人員体制

「滝沢市指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援等指定地域密着型介護予防サービス及び指定

介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第5章に基づき、事業の実施に必要な人員を配置すること。

3-2 施設要件

(1) 建物等に関する事項

ア 建物は、高齢者の来訪に配慮した仕様であること。なお、事務所の設置場所は、原則1階に設置することとし、2階以上に設置する場合には、エレベーターやエスカレーター等を有する建物であること。

イ 看板や案内板を設置し、利用者や地域住民から事務所の所在が明確に分かるようにすること。

ウ 利用者の利便性に配慮し、建物敷地内又は建物に隣接して駐車場を確保すること。

エ 事務所は、原則他の事業者と共有しないこと。ただし、その他の施設要件を満たしており、運営上の有益が認められる場合には、パーティションで区切る等により受託法人内の他事業部門と空間を共有しても差し支えないものとする。その際、それぞれの区画を明確に定める等、個人情報の管理には、十分注意を払うこと。

オ 事務所には、利用者の相談に対応可能な受付窓口を設置すること。

カ 事務所には、センター専用の固定電話・FAXを設置すること。電話回線は、包括的支援事業部門と指定介護予防支援事業部門で別に用意すること。

キ センター専用のメールアドレスを取得すること。

ク 訪問用の自動車を確保すること。

(2) 業務システムに関する事項

ア 包括的支援事業の実施にあたっては、市が設置する地域包括支援センターシステム（以下「包括システム」という。）のクライアントPCを使用することとし、設置台数は5台とする。

イ 令和8年度中に包括システム構築にかかる回線工事を受けること。

ウ 包括システムで使用するプリンタは、受託法人が用意するものとし、包括システムの設置・設定時に併せて接続作業を実施するものとする。なお、その他デバイス等との接続は、原則不可とする。

エ 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る包括システムの使用は任意とし、受託法人が保有するシステムを使用して差し支えないものとする。

オ インターネットとの接続は、包括システムとは別のPC（ネットワーク環境）で行うこと。

4 委託契約について

4-1 委託契約期間

(1) 委託契約期間

令和9年2月1日から令和12年3月31日までとする。

なお、令和9年2月1日から令和9年3月31日までは、センター開所に向けた準備行為のため、委託料は発生しないものとする。また、センターの開所日については、令和9年4月1日を予定しているが、最終的には受託候補者との協議により確定することとし、4月1日以降の開所となった場合、開所日の前日まで委託料は発生しないものとする。

(2) 委託契約の解除

本業務を実施するに当たり、関係法令を順守しない場合又は本業務の実施につき著しく不適当と認められる場合は、契約期間の満了を待たずに受託法人との契約を解除する。

4-2 運営財源

次の各号を踏まえ、本業務受託に係る委託料を積算すること。委託料は、93,000千円を上限額とし、各年度当たり31,000千円以内で積算すること。

(1) 包括的支援事業に係る委託料

委託料の項目及び数量等は、次のとおりとする。なお、3-1に示す人員体制のほか、受託法人がセンター運営に必要と判断する資格、経験等を有する者1人の加配を可とする。

No.	区 分	項 目		数 量	金 額（千円）
1	包括的支援事業	事業費		一式	7 6， 7 4 0
		人件費	保健師	1 人	
			社会福祉士	1 人	
			主任介護支援専門員	1 人	
			介護支援専門員等	1 人	
2	包括的支援事業 （社会保障充実分）	事業費	一式	1 6， 2 6 0	
		人件費（認知症地域支援推進員兼生活支援コーディネーター）			1 人
委 託 料 上 限 額					9 3， 0 0 0

(2) 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業に係る収入は、全額をセンターの運営費とする。なお、令和8年3月31日時点での当該事業に係る中部圏域の状況は、次のとおりである。

ア 認定者数

	要支援1	要支援2	計
認定者数	89人	110人	199人

イ 令和8年3月分実績

	要支援1	要支援2	事業対象者	計
サービス利用者数	46人	80人	8人	134人

4-3 委託料の支払い

委託料の支払時期及び請求方法は、契約書で定める。また、委託料は、消費税法施行令第14条の3第5号(昭和63年政令第360号)、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等(平成18年3月31日厚生労働省告示第311号)により非課税とする。

4-4 留意事項

委託契約締結後、委託料を要する人員が何らかの理由により欠員となる場合には、その期間、人数等に基づき委託料の減額を行う。

5 応募手続について

5-1 応募資格

次の要件の全てを満たす法人とする。

- (1) 滝沢市内に介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ1年以上のサービス提供実績があること。
- (2) 滝沢市内に令和9年4月1日から令和9年6月1日の期間でセンターを開所し、本要項で指定する担当圏域内の住民を対象に業務を実施できること。
- (3) 法第115条の22第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 応募法人の役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けている者がいないこと。

5-2 応募方法

(1) 受付期間

令和8年10月2日（金）（後述の応募説明会終了後）から令和8年10月16日（金）午後5時まで。

(2) 提出書類

次に掲げる書類一式をA4縦型フラットファイルに編纂の上、表紙及び背表紙に法人名を明記して、持参又は郵送により提出すること。

- ① 様式第1号：滝沢市地域包括センター運営業務受託法人応募申請書
- ② 様式第2号：法人概要書
- ③ 様式第3号：企画提案書
- ④ 様式第3-1号：配置予定者経歴書及び資格証等の写し
- ⑤ 様式第4号：収支計画書
- ⑥ 添付資料1：法人の定款等
- ⑦ 添付資料2：現在事項全部証明書（応募の3か月以内に発行されたもの。）
- ⑧ 添付資料3：直近2事業年度分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録）
- ⑨ 添付資料4：未納が無いことの証明書（国税及び地方税）

(3) 提出場所

滝沢市 福祉部 地域包括支援センター（滝沢市役所 本庁舎 1 階）

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部（正本の写し）とする。

(5) 留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 応募を辞退する場合には、任意の様式により、辞退の理由を明記した書類を提出すること。

ウ 受付期間終了後における提出書類の変更及び追加等は、公平性の観点から認めないものとする。ただし、市より書類の修正、追加等の指示を受けた場合は、速やかに対応すること。

5-3 応募説明会

次のとおり本募集にかかる説明会を実施します。応募予定の法人は、原則参加してください。

(1) 日時

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）午前 1 0 時から午前 1 1 時

(2) 会場

滝沢市役所 4 階 第二委員会室

(3) 内容

主に委託業務内容

(4) 参加者

1 法人当たり 3 名まで

(5) 参加方法

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）午後 3 時までに、後述の連絡先に電話又は電子メールにて参加の予約（法人名及び参加人数）をすること。

5-4 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）～令和 8 年 1 0 月 9 日（金）午後 5 時まで

(2) 受付方法

質問書（様式第 5 号）を使用し、後述の連絡先に電子メールにて提出すること。質問に対する回答は、質問書提出者に電子メールで回答するほか、市ホームページに掲載する。

(3) 応募状況や他の応募者に関する情報、その他法令等により確認できる事項については回答しません。

6 受託法人の選定について

6-1 審査方法

市が設置する滝沢市地域包括支援センター運營業務受託候補者審査委員会により、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、受託候補者の選定を行う。プレゼンテーション及びヒアリングは、1 法人当たり 3 0 分（説明 1 5 分、質疑応答 1 5 分）とする。

6-2 審査日時等

(1) 日時

令和8年10月28日（水）午後4時から

(2) 会場

滝沢市役所

(3) 参加者

1法人当たり3名まで

6-3 審査基準

審査は、次の各号について評価を行い、評価点の合計が最も高い応募法人を受託候補者として選定する。なお、応募法人が1法人であった場合でも、市が定める評価基準を超えない場合には、受託候補者とししないものとする。

- (1) 業務の安定性及び継続性が確保されること。
- (2) 業務の提案内容に的確性及び実現性があること。
- (3) 業務が適切に管理される体制であること。
- (4) その他の評価できる要素があること。

6-4 審査結果

審査結果は、各応募法人に書面で通知するほか、市ホームページで公表する。なお、審査結果に関する問合せ、異議申立てには一切応じないものとする。

7 全体スケジュール

(1) 募集要項の配布開始	令和8年 9月18日（金）
(2) 質問書の受付	令和8年 9月24日（木）～令和8年10月 9日（金）
(3) 応募説明会	令和8年10月 2日（金）
(4) 応募書類の受付	令和8年10月 2日（金）～令和8年10月16日（金）
(5) 審査日	令和8年10月28日（水）
(6) 審査結果の通知・公表	令和8年11月中旬～下旬
(7) 協議、引継等	令和9年 2月から随時行う。
(8) センター開所	令和9年4月1日（木）～令和9年6月1日（火）の期間

8 その他

8-1 業務実施の準備について

選定結果の通知後、受託候補者として選定された法人は、契約締結に向けて、市と協議を行うものとする。また、令和9年4月1日（木）～令和9年6月1日（火）の期間内の開所日より、業務が円滑に開始できるようにするため、業務の引継ぎ、事業計画の作成等必要な準備行為に取り組むものとする。

8-2 留意事項

- (1) 2-1 業務構成及び3-1 人員体制については、令和9年度に予定されている介護保険法の改正により変更となる場合がある。
- (2) 開所日前日以前に発生する一切の経費は、受託法人の負担とする。

9 問い合わせ先

所在地 : 〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

担当課 : 滝沢市 福祉部 地域包括支援センター

担当者 : 村上、藤村、佐藤

T E L : 019-656-6523 (課直通)

E-mail : houkatu@city.takizawa.iwate.jp